

## 平成27年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年3月13日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

# 平成27年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第3号]

平成26年3月13日(金)

午前10時00分 開議

会期 平成27年3月10日～3月23日(14日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	一般質問(7名) 1 竹内 和男議員 2 高橋 邦男議員 3 石田 芳英議員 4 原島 幸次議員 5 師岡 伸公議員 6 杉村 良一議員 7 宮野 亨議員	---

(午後1時48分 散会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

なお本日に限り、町広報担当者が議場内で写真撮影を行いますのでご承知おきください。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 7 名であります。これより通告順に行います。

初めに 10 番、竹内和男議員。

[10 番 竹内 和男君 登壇]

○10 番（竹内 和男君） 平成 27 年奥多摩町議会第 1 回定例会において一般質問を行います。

東京都の政策に対する奥多摩地の対応についてお伺いをいたします。

東京都のホームページで見たのですが、東京都が平成 26 年 12 月に東京都長期ビジョンを公表しましたが、10 年後の東京の姿を見据えた各部署の政策の方向性が記載してありましたが、都市戦略 6 「農林水産業の産業力強化と東京の特産品の魅力発信」の中で、農産物の生産・供給、快適な都市環境の形成、都民生活への潤いと安らぎの提供等、多面的な機能を有している都市農地について区市町村と連携し、効果的な保全策の構築を展開する。

林業の振興を図り、伐採・利用・植栽・保育という森林循環を促進するため、花粉発生源対策にもつながる伐採更新、林道開設、担い手確保・育成、低コスト、林業技術の開発などを推進するなどの産業関係が記載してありましたが、具体的な内容については、まちとしても情報収集を行い、東京都と連携し、まちの政策に取り入れられないか。また、町民に情報提供をするなど検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長（河村 文夫君） 10 番、竹内和男議員の一般質問にお答え申し上げます。

東京都は平成 26 年 12 月に、「世界一の都市・東京」の実現を目指し、「東京都長期ビジョン」を策定いたしました。

このビジョンでは、東京が目指す将来像を達成するための基本目標や政策目標、その達成に向けた具体的な政策展開、3 か年の実施計画などが明らかにされております。

また、このビジョンでは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」と「課

題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」の二つの基本的目標を掲げ、さらに、八つの都市戦略と二十五の政策指針を掲げております。

基本目標Ⅰの「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」では三つの都市戦略と八つの政策指針を基本目標Ⅱの「問題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」では、五つの都市戦略と十七の政策指針を掲げております。

このうち、ご質問の「農林水産業の産業力強化と東京の特産物の魅力発信」は、都市戦略6「世界をリードするグローバル都市の実現」の政策指針15「日本の成長を支える国際経済都市の創造」の中の一つとして掲げられており、産業分野では、大消費地東京のメリットを生かし、IT等による最先端技術の活用等により、収益性の高い農業の実現を図ることと、議員ご質問にございました「多面的な機能を有している都市農業について、区市町村と連携した効果的な保全策を構築・展開する」としております。

また、林業では、林業の振興を図り、伐採・利用・植栽・保育という森林循環を促進するため、花粉症発生源対策に資する伐採更新、林道開設、担い手の確保・育成、低コスト林業技術の開発などを推進する、としております。

なお、環境局所管事業でございます多摩の森林再生事業に関する部分につきましては、都市戦略7「豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現」、政策支援21「水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現」の中の一つに水道局の「民有林購入事業」と一体的な記述として掲げられており、荒廃した森林での間伐・枝打ちや民有林の購入により、土砂災害の防止や水源のかん養、生物の多様性の保全などのさまざまな公益的機能を有する森林を保全・再生していく、とされております。

ご質問の一つ目の「具体的な内容についてまちとしても情報収集を行い、東京都と連携しまちの政策にとり入れられないか」についてですが、情報収集の点につきましては、本ビジョン及び3カ年の実施計画は、昨年12月25日に発表され、農林水産業に関する具体的な事業内容は、これまでのところ発表されておきませんが、花粉症発生源対策の主伐事業につきましては、当初、平成27年度までの10年間の事業でございましたが、さらに10年間の期間延長を行う低コスト林業技術につきましては、平成27年度に実証事業を行う予定と伺っておりますので、既に情報収集をしているところでございます。

また、「東京都と連携しまちの施策として取り入れられないか」の点につきましては、これまでも多摩の森林再生事業が東京都により創設された際、森林の効果にとどまらず、雇用の創出・後継者育成、さらには地域振興につながる事業となるよう、まちから積極的な事業提案を行い、東京都と一体的に取り組んでまいりました。このビジョンの事業につきま

しても、具体的な事業内容が明らかになりました際には、第5期奥多摩町長期総合計画にも照らし合わせながら、積極的な事業提案や実施を都と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

その一例としまして、東京都からの具体的な提案がない中、同政策指針15に記載がございます、農林水産物のブランド化や加工開発等による付加価値を高める取り組みを推進する、としております点に合致いたします。まちが商標登録いたしました治助イモにつきまして、既に、この2月に治助イモ普及促進協議会を町民でもあり、関係者でもございます農業委員会、農業団体、生産者のほか、東京都にも職員を委員に依頼し、東京都との連携を図るとともに、まちの政策に取り入れるための検討を開始したところでございます。

最後のご質問の「町民への情報提供の検討」についてでございますが、このビジョンに係る個別具体的な事業が決定した際には、町民皆様にお知らせする必要がある情報につきましては、広報等により周知し、住民皆様のご協力を得て事業を実施していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、平成27年度は第5期奥多摩町長期総合計画のスタートの年であり、また、東京都長期ビジョンのスタートの年となりますので、今後も広大な森林を持つまちとして、まちの特徴を生かしながら、また、東京都と連携し、これまで以上に積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（前田 悦男君） 竹内和男議員、再質問はありますか。

○10番（竹内 和男君） ございません。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、10番、竹内和男議員の一般質問は終わります。

次に、3番、高橋邦男議員。

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○3番（高橋 邦男君） 3番、高橋です。

今回は2件の質問をさせていただきます。

1件目ですが、町制60周年を迎えるに当たって、についてご質問いたします。

今年4月、奥多摩町が町制60周年を迎えます。まちでは記念式典を初め、いろいろなイベントを企画していることと思います。私は、町制60周年に当たる今年は、まちの歴史や文化などについて再認識するよい機会であると考えています。この機会に多くの住民皆さんがまちの歴史や文化などに対する知識を深め、まちの歩みを振り返り、街の将来に思いを寄せてほしいと願っています。

また、まちを訪れる観光客の皆さんを始め、多くの町外の皆さんにも、まちについて理

解していただき、まちへの関心も高まり、集客数の増加にもつながっていくのではないのでしょうか。

そこで、全国の観光都市で実施している京都観光文化検定や東京シティー検定、博多っ子検定のような奥多摩検定になるものを奥多摩町でも実施するのはいかがでしょうか。まちの考えをお聞かせください。

また、まちはこの町制 60 周年に当たり町民皆さんにどのようなメッセージを発する予定でいますか。

2 件目の質問です。まちの日照確保対策事業についてお伺いいたします。

奥多摩町はまちの 94% が森林で、長期的な林業の不況により、スギヒノキを中心とした樹木が伐採されないことに伴い、住宅への日照阻害が広がっています。そのため、まちでは日照の確保が困難な住宅に対して、支障木を伐採することで、住民の快適な生活環境を確保することを目的に、支障木の伐採費用の一部を助成する、日照確保対策事業を制定いたしました。自分が自治会長時代にも何度か利用させていただきましたが、地主さんの承諾を得られても、なかなか制度を利用するまで至らなかったことがほとんどでありました。それは助成額が 1 本 1,500 円を限度とするもので、この金額では地主さんへの補償や伐採費用を考えると受益者の負担が大きくなり、事業に踏み込めなかったのであります。

現在、この制度を利用したい方はたくさんいます。しかし、現行の制度では、なかなか利用できないのが現状であります。そこで次の質問にお答えください。

一つ目。現行 1 本 1,500 円の助成金の見直しはできないのでしょうか。

二つ目。ここ数年の日照確保対策事業制度の利用状況は、また、今後の事業の方向性について説明してください。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3 番高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

本年は昭和 30 年 4 月に氷川町・古里村・小河内村が合併して奥多摩地が誕生し、60 周年という記念すべき節目の都市になります。この町制施行 60 周年を迎えるに当たり、大きな節目をまち全体で祝うとともに、この豊かな自然環境とともに、歩んできた 60 年を振り返り、先人が築いた功績を見つめ直すことにより、自然豊かで人情あふれるふるさと「おくたま」への愛着と誇りを深める機会とするとともに、第 5 期奥多摩町長期総合計画のまちづくりキャッチフレーズ「人 森林 清流 おくたま魅力発信！」～住みたい 住み続

きたい みんなが支える癒しのまち奥多摩～の実現に向け、町制施行 60 周年記念式典や各種記念事業を計画しております。

まず、計画の全体像を申し上げますと。記念式典につきましては、本定例会初日の施政方針でお示したように、5月31日に開催を予定しております。町議会議員の皆様方を始め、町内外の関係者や小中学生など多くの方々をご招待し、住民皆様とともに、この節目の年をお祝いしたいと考えております。

また、各種記念事業につきましては、4月29日のセラピーウオークを皮切りに、新規事業として、5月から奥多摩 60 周年振り返り写真・映像展、60 キロウオーキング、婚活事業などを計画しております。また、花火大会や、ふれあいまつりなど既存の事業も冠事業として充実した形で計画しており、年間を通して記念事業を実施いたします。

過去に行った町制施行記念の周年事業では、さまざまな事業を実施してきたところではありますが、このたび第5期奥多摩町長期総合計画の答申をいただいた住民委員 50 名からなる奥多摩町まちづくり計画住民委員会から、「奥多摩町は情報発信が下手、よい資源やよい事業があるのに情報発信が積極的ではない」という提言をいただいていることもあり、町制施行 60 周年記念事業につきましても町内だけで盛り上がるのではなく、町外の方にも奥多摩町に関心を持って、より多くの方々に知っていただくため、前年度になる平成 26 年度に町制施行 60 周年を記念し、デビューする新たなまちのイメージキャラクターを全国に公募いたしました。その結果住民皆さんを初め、全国から 474 点の作品をいただき、第 1 次審査で一般の部 38 作品、子供の部 7 作品に絞った上、最終選考として全国にこの人気投票を呼びかけたところ、町内外から 1,214 票が得られました。これをもとに、最終選考を行い、多くの皆さんが親しみを感じることができるようなすばらしいイメージキャラクターを決定することができました。

このイメージキャラクターは、本年 4 月 1 日にまちホームページで発表し、報道機関にも情報提供するとともに、5月31日の記念式典では、この着ぐるみをデビューさせますが、今後は住民皆様や町外の多くの方から愛されるキャラクターになり、まちの顔として、特に観光、産業分野で大いに活躍できるものと期待しております。

また、町制施行 60 周年を記念して、新たな「町勢要覧」、ご当地記念切手を全戸に配布するとともに、地場産材を使用した記念品なども作成し、記念式典当日に、児童・生徒にプレゼントを行い、まちの歴史や文化などを再認識する機会にさせていただきたいと考えております。

初めのご質問、「奥多摩検定の実施は」ですが、ご当地検定は、ある特定の地域に関する

る文化や歴史などの知識をはかる趣味の資格であり、開催目的は試験を通して、その地域のよさを再確認してもらうことでもあります。この実施主体は、自治体や商工会議所などがほとんどであり、実施レベルも一つの市町村の区域から都道府県レベルまで、さまざまな主体で行われております。この検定の始まりは、2003年の博多っ子検定といわれ、その後、全国に広がり、都内だけでも東京都が実施する東京シティガイド検定から中央区観光検定、江戸文化歴史検定、渋谷検定、葛飾検定、荒川検定、井之頭検定、多摩・武蔵野検定の八つのご当地検定があり、北は北海道から南の沖縄まで、把握できるだけでも、徳島県、香川県、高知県の3件を除く全ての都道府県で実施しており、その数は120カ所以上に及んでおります。この検定に合格すると、主催団体から当該地域について一定の知識を有するという認定を受けることができるものの、一時のブームが去ったことで、受験者の減少が各地で発生し、2010年以降は中止される検定も出てきているとのことであります。

このような状況を踏まえ、奥多摩検定の実施につきましては、現在、公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩が多摩地区30市町村を対象とし、多摩地域の悩みであった多摩の郷土愛不足を解消するために、検定という仕掛けで、潜在的な多摩ファンを顕在化する一大プロジェクトとして実施している多摩・武蔵野検定の成果の検証、また、この検定の中でも当町に関する多くの設問も用意されていることから、この検定をよりPRすることで、まちの認知度を向上させていくことも可能でありますので、今後もさまざまな角度から可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、「町制施行60周年に当たり、住民の皆様にとどのようなメッセージを発するのか」のご質問ですが、現在奥多摩町は過疎化による少子高齢化により、一部の地域においてはコミュニティなどの活力が低下するなど顕著化しており、まちとしても喫緊に対応していかなければならない課題と考えております。

このため、第5期奥多摩町長期総合計画の最重要課題である少子・若者定住化対策の推進について、より多くの皆さんに知っていただきたいという趣旨から、この町制施行60周年記念式典の中で、「子育て・若者定住応援宣言」を行うこととしております。

まちでは、出会い、結婚、出産、子育て・子育て支援を切れ目なく行い、若い方や子育て家庭を初め、全ての世代の方が安全・安心に生涯を健康で暮らせるまち、住みたい方が住めるまち、住み続けられるまちを目指してまちづくりを進めていくことを宣言し、町内外に情報発信をしてまいりたいと考えております。

さらに、記念式典で少子化・定住化対策の先進的な事業として始めました「田舎暮らし支援住宅の授与式」も行う計画でございます。全町挙げて少子化・定住化を推進している



ことをアピールしてまいりたいと考えております。

私は、この少子化・若者定住化対策が、消防団活動やコミュニティ活動など、地域の元気を取り戻す最良な施策であると。ひいては高齢者の見守り対策などにつながるものと考えております。

第4期長期総合計画で実施してきたさまざまなインフラ整備、まち独自の14項目の子育て支援策などを第5期長期総合計画においてさらに充実・推進し、町制施行60周年を契機として、住民皆様と協働して、「人 森林 清流 おくたま魅力発信計画」の推進を図ってまいります。

次に、まちな日照確保対策事業についてのご質問にお答え申し上げます。

まちな日照確保対策事業につきましては、スギ・ヒノキが長期的林業不況により、伐採されないことに伴う住宅への日照障害に対し、まちが助成を行い、支障木を伐採することで住民の快適な生活環境を確保することを目的に、平成12年度にスタートをいたしました。

本事業につきましては、自治会が地域の合意形成、助成金の交付申請等の手続の役割を担っていただき、1カ所あたりおおむね500本以下で、日照の受益世帯が2戸以上、日照の改善効果が30分以上であることを条件とし、伐採木1本あたり1,500円の助成を自治会に交付する制度として出発をいたしました。この制度を開始した平成12年度から26年度までの15カ年に実施されたものは、件数で90件、受益戸数で364世帯、伐採木の総数は1万5,794本で、これにより日照が改善された平均時間は1時間47分となっており、一定の効果を上げてきたというふうに判断をしております。

一つ目のご質問の「1本1,500円の助成金の見直しができないか」についてであります。高橋議員におきましても自治会長当時、この制度を利用し、住民皆様の日照確保のためにいろいろご尽力を賜り大変ありがとうございました。そういう点では、具体的内容の問題提起をいただき、これからその回答についてお答えをさせていただきたいと思っております。

助成金の1,500円は、林道開設時等の補償額と同額を採用しておりますが、現在、同様な事業を実施している檜原村・日の出町・あきる野市の近隣3市町村と比較しますと、一番安価な額となっております。

日出町と檜原村は、林道の場合と同額の補償費を採用しておりますが、算定方法は対象木の樹齢によりの助成金を段階的に決めることになっており、平均的な助成金ではまちよりよい内容となっております。

また、あきる野市は日照確保対策事業の助成金を林道保証額とは別とし、より高額と

なる一本当たり 2,500 円の助成金としており、現在では当町の助成金が一番低額となっております。ご質問の助成金の見直しについてですが、事業開始から 15 年が経過し、まちの人工林の林齢も 40 年以上のものが全体の 79%を占める状況で、1 本 1 本が太く、伐採にも手間がかかる状況となってきました。また、事業開始からこれまで助成金額の見直しを行っていないことから、今後、早急に 1 本当たりの助成額につきましては、先ほど檜原・日の出・あきる野等の状況を申し上げましたけれども、それにまさるとも劣らない。また、できればまさるようにしていきたいということで、検討していきたいというふうに思っております。

次に、ここ数年の日照権確保対策事業制度の利用状況と今後の事業の方向性についてですが、事業の利用状況につきましては、事業を開始当初の平成 12 年度から平成 20 年度までは、実施件数の 5 件から 15 件、受益者戸数も 18 から 66 世帯と大きなものですが、ここ 5 年間では実施件数で 1 件から 2 件。受益者戸数も一桁と少なく、平成 23 年度は事業の申請がございませんでした。

一方、日照時間が延長となった効果につきましては、実施当初は、1 時間半程度だったものが、ここ数年は 3 時間から 4 時間 50 分と大きく改善される箇所や、尾根筋を伐採することによって、これまで冬場は全く日が当たらなかった場所に 1 月ほど早く日照が確保できるなど、効果の高い箇所が申請されております。

今後の事業の方向性についてですが、助成金でもお話ししたように、林齢が高くなっていること、尾根筋など効果の高い場所が対象となってきたこと、そして、第 5 期奥多摩町長期総合計画の基本計画におきましても、尾根筋の伐採を掲げていることから、助成金の見直しを図るとともに、人家や道路から離れた尾根筋など伐採が困難な箇所につきまして助成金に困難地域割り増しを検討するとともに、平成 14 年度より取り組んでまいりました「多摩の森林再生事業」の実施地が民有人工林の 43%を占めている状況となっていることから、2 回目の間伐を積極的に行い、森林の公益的機能の回復とあわせて、景観整備や日照確保にも役立てたいと考えております。

いずれにいたしましても、森林の 94%を占めるまちとして、森林環境の保全、木材の利用、後継者の育成等々絡んでおりますので、現在、東京都の支援を受けながら、間伐の事業、あるいは枝打ち事業については 10 分の 10 の支援を受けながら実施をしております。そういう点で大きな部分について、その事業を同時並行に進めると同時に、人家近くの日照の確保については、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、今までの事業の見直しを全面的に行い、住民皆様が日照の確保を得られるというような実感を持てるよう

な制度に変えていくつもりで、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。

日照確保対策事業については助成金の見直し、検討ということでありありがとうございます。早目をお願いしたいなと思っております。

それから町制 60 周年のほうなんですけど、奥多摩検定については、そんなに大きなこだわりはありません。答弁の中で説明していただいたとおり、特にしなくてもいいかなとは思っておりますけど。

要は、住民の皆さんに、これからの将来のまちづくりに対する思いを寄せていただきたいっていう、そういうことなんですね。ですから、先ほどの答弁の中でもありました記念式典や多くの記念行事の中で、まちの思いを住民皆さんに発していただけるということで、ぜひ、強く、訴えてほしいなというふうに思っています。

それで、質問を一つだけさせていただきたいと思えます。

記念式典等にも、子供たち、小中学生招待ということをお聞きいたしました。やはり小さいうちから、まちに対する思いというか郷土愛というんですかね、というのを育てていく、育てていくということは、当然、小中学校でやられていると思うんですが、具体的に実践例がありましたらお聞かせください。じゃあ、一つだけ、よろしくお願いします。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 3番高橋邦男議員の再質問にお答えいたします。

郷土愛を育む学習につきましては、各小中学校で取り組んでおります。それぞれ総合的な学習の時間の年間指導計画に位置づけまして、氷川小学校では全学年の児童が学年ごとに氷川・小河内地区に伝わる 10 団体の獅子舞について、毎年順番に地域の獅子舞保存会の皆様の指導により、1、2年生がお囃子、3、4年生がささら、5、6年生が篠笛と獅子のパートに分かれて練習に取り組み、秋の運動会では氷川獅子として発表を行っているところです。

また、古里小学校でも3年生が郷土の農作物である治助イモについて調べ育てる学習を実施しています。また、ワサビの植えつけ体験も行っています。

5年生の総合的な学習の時間では林業やしいたけの駒打ちを体験し、奥多摩町の産業に触れる機会もつくっております。

また、中学校ですが、新校となる奥多摩中学校では、総合的な学習の時間の全校主題を郷土への貢献として、既に古里中学校、氷川中学校でも取り組んでおりますが、1年生で

は、治助イモやサツマイモを栽培したり、ワサビを使った新たな加工品や料理を考案したりする学習も計画しています。

これらの学習活動を通じまして、児童生徒が奥多摩町で育ったことを誇りに思い、地域の一員として社会に貢献する態度を養い、郷土に対する愛情を深めることにつながっていくというふうを考えております。

以上です。

○3番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で終わりにします。

○議長（前田 悦男君） 以上で3番高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、1番石田芳英議員。

〔1番 石田 芳英君 登壇〕

○1番（石田 芳英君） 私からは1項目、奥多摩版地方創生と仕事づくりについて、質問をさせていただきます。

この通告書を提出した日が2月2日でしたんですけれども、その後も大きな動きがありましたので、その点も含めまして一般質問をさせていただければと思います。

国は、社会問題化しつつある人口減少に対し、地方活性化と雇用の創出、いわゆるまち、人、仕事づくりによる地方創生を最重要施策としており、本腰を入れ始め、創意と工夫による地方の特色を生かした地域の創生に道を開こうとしています。

奥多摩町は少子高齢化、過疎化に歯どめがかからない現状であり、国の外郭団体の調査では、消滅可能性都市に名前が挙がっており、そして、地域の行事や活動についても人手不足が進み、コミュニティの維持が心配され、また懸念されるところであります。

しかしながら、奥多摩町は自然豊かで水と緑が美しく、全町が秩父多摩甲斐国立公園に含まれ、東京都民の憩いの場、あるいは観光地として多くの観光客が来町する観光立町のまちでもあります。

現在、町では、若者定住化対策を積極的に推進し、住環境の整備は大変充実してきておりますが、一方の仕事場所が少ない面が改善されておりません。仕事量は、当然経済の原則によって成り立ってきますので、奥多摩の全体の経済規模の縮小が人口減少の根本原因であるとも考えられます。

これに関し、行政がどのように関与できるかは大変難しい面があるということは否めませんが、この仕事づくりは今後、地域創生の根幹に大きな課題としてかかわってくると考えますので、以下、お伺いいたします。

①国が進める観光特区、これは従来からある構造改革特区の一つであります、これに

対し、まちの考えや方針、取り組みについてお伺いいたします。

②新しい仕事づくりについて。これは今回の地域創生についてでございますけれども、例えとして、実践者を公募して住んでもらい、広めてもらうのも一つの方策だと思いますけれども、このような新しい仕事づくりなどについて、お考えをお伺いいたします。

今後、前例がない、あるいは前例にとらわれない独創的な仕組みづくりや実践がますます必要になってくると直感しますが、以上2点についてお伺いいたしますのでよろしくお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、石田芳英議員の一般質問にお答え申し上げます。

平成26年11月21日、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法と地域再生法の一部改正法が成立をいたしました。この地方創生法の成立に至るまでには、昨年5月8日に、日本創生会議において増田寛也氏が座長を務めている人口減少問題検討分科会が「ストップ少子化・地方元気戦略」という政策提言を発表し、この中において地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の再生生産力を示す20歳から39歳の若年女性が、2040年までに50%以上減少する市町村が全国で896団体、率で49.8%にのぼると推計されております。これらの市町村は、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い。一方で、大都市、特に東京圏は東京近郊を中心に高齢化が一気に進むことが予想されていると述べ、大きな反響を呼びました。その対策として、提言では、特に地方の急激な人口減少に関し、国民の基本認識の共有を図るとした上で、ストップ少子化戦略、地方元気戦略、女性・人材活躍戦略の三つの項目について、長期的かつ総合的な視点から、政策を迅速に実施することが必要だとして、内閣に総合戦略本部を設置し、長期ビジョンとして総合戦略を策定することを提言いたしました。

また、6月には、経済財政諮問会議が経済財政運営と改革の基本方針2014を発表いたしました。この中では、50年後に1億人程度の安定した人口構造の保持を目指す、地域の活力を維持、東京への一極集中傾向に歯どめをかけるとともに、少子化と人口減少克服を目指し、総合的に政策を推進する。そして、このための司令塔となる本部を設置することなどが盛り込まれております。

その後、9月には内閣改造が行われ、閣議において、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、石破茂氏が地方創生国家戦略特別区域担当大臣として任命されたのは、既にご承知のとおりであります。

そして、11月には、冒頭申し上げましたまち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法が成立したところでありますが、この法律は、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正すること、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することなど、その目的に掲げ、基本理念を日常生活、社会生活の基盤となるサービスの現在・将来における提供の確保、結婚・出産・育児について希望を持てる社会の形成、仕事と生活の調和、魅力ある就業機会の創出などとなっております。

この法律では、国は総合戦略を策定し、その実施状況を総合的に検証すること、また、市町村も国や都道府県の総合戦略を勘案して、5カ年間の地方版総合戦略を策定することを努力義務として規定されております。

そして、12月27日には、5カ年計画の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、発表されましたが、この計画では地方創生法の趣旨に沿って、政策原則として、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の五つの項目を定めた上で、成果、アウトカムを重視した基本目標として、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する四つの柱を設定しております。

この計画の中では、国家戦略特別区制度との連携として、地方創生を規制改革により実現し、地方の産業・雇用を創出するための国家戦略特別区域法の一部改正案をこの通常国会に提出し、起業の促進や地域固有の資源を生かした産業の振興等に取り組むこととしております。今回の国家戦略特別区域法の改正に基づく特区がこれまでの特区で、特区と異なる特徴は、自治体からの提案によるものではなく、国が指導するトップダウン型という点であります。国が戦略的に方針を定め、地方や民間事業者らが参加する特区会議を通じて、医療の拠点づくりや企業誘致、産業の活性化を推し進めるというものであります。

安倍総理は、日本経済や社会が停滞している理由は、強固な「岩盤規制」にあるとし、それを打破することで経済活性化を促すと強調しており、高い経済効果が期待され、アベノミクスの成長戦略、第三の矢の柱とされております。この特区に選ばれたのは東京圏（東京都・神奈川県・千葉県成田市）、関西圏（大阪府・京都府・兵庫県）、兵庫県養父市、新潟市、福岡市、沖縄県の計6カ所であります。この指定された6カ所の特区には、それぞれの分野で規制緩和を行い、改革を行っていくかが設定されております。

大都市を中心に、企業の投資拡大や国際拠点育成を目指す方針で、東京圏は外国人の在留資格を見直し、国際ビジネスやイノベーションの拠点、関西圏は再生医療などの先端医

療の研究開発拠点として位置づけられました。そのほか、新潟市と養父市は、農地売買の認可権限の見直しや農地の集積、企業の参入を容易にする農業改革拠点として、福岡市は、創業5年以内のベンチャー企業の雇用条件を整え、企業促進する雇用改革拠点として、そして、沖縄県は国際観光都市拠点として、それぞれの役割が求められております。

1点目のご質問の観光特区についてですが、このようなことから議員ご質問の観光特区は、このほどの地方創生関連の特区ではなく、従来からの地方再生法及び構造改革特別区域法に規定されている構造改革特別区域であると思われませんが、この構造改革特区とは一律に決められた国の規制を外した特別なエリアのことで、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業など現場の実情にあわず、その地域のニーズを妨げている「規制」に対して、大胆な特例措置を設け、規制緩和を行うことで、国際競争力の向上や新産業の創出を行っていかうというもので、教育・物流・国際交流・農業・エコロジー・福祉・医療関係など、さまざまな分野が対象となります。

過去には、2002年の自民党小泉改革時の構造改革特区や2011年の民主党、菅政権時代の総合特区があります。これまでの特区は、自治体や企業、NPOなどの提案に基づき、国が認定する方式を採用しており、農家や民宿で自家製のどぶろくを提供し、観光客誘致を図ったり、株式会社が学校設置の主体となったりするなどの取り組みが行われ、さまざまなアイデアによって新しい試みが生まれたものの、日本経済全体への影響は大きいとは言えませんでした。

ご質問の観光特区へのまちの考え方ですが、特区とは、このように指定されることが目的ではなく、認定はあくまで政策を実現するための手段であることから、まず、観光振興事業として何をやるのかが肝要であります。その上で、事業の実施に際し、障害となる規制があるのか、また、規制があった場合、それは現在の法令の枠の中では解決できないのかを十分に精査することが重要となってまいります。

過去には、2005年度に奥多摩処理区公共下水道事業として、市町村設置型合併浄化槽整備事業の二つの事業を組み合わせ、町全体の総合的な汚水処理事業を、国の交付金を受け、同時に開始できるようにするため、地方再生法に基づき、10カ年の「ヤマメの棲むきれいな多摩川水質保全計画」を策定し、私自身がみずから総理官邸において、当時の小泉総理大臣から、地域再生計画の認定を受けたことにより、早期に全町の汚水処理を完了できるようになった経緯がございます。

下水道工事につきましては、当時計画を持っておりましたけれども、国費あるいは都費等々の導入をしないと、なかなか実行ができないというようなことから、今、申し上げま

したようなまちからの提案をし、国に認定をいただき、平成 18 年度から平成 27 年、来年度でちょうど 10 カ年になりますけれども、下水道事業が完了することになります。この 10 カ年については、国が出す財源を確保するというお墨つきをいただき、この下水道事業を 18 年から始めたところでございます。これが、要するに今まで言うまちづくり自身、あるいは地域から提案し、国に認めてもらい、その財源を確保し、事業を実施する、まさしくある意味での特区規制緩和を図っていくという問題でございます。そういう問題については、下水道に実施をさせていただきました。

まちでは、平成 27 年度からスタートする第 5 期奥多摩町長期総合計画に位置づけているさまざまな観光振興策の実態に際し、阻害要因となる規制があった場合、その障害を解決するために特区の認定の必要が生じたときには特例措置の申請を検討してまいりたいと思っております。

次に、2 点目の奥多摩町総合戦略における新しい仕事づくり等についての考え方ですが、仕事づくりはまち、人、仕事、創生の好循環を生み出すための重要な事項であります。若者の定住化を促進するため、大切な環境整備であると考えております。

まちの仕事づくりについては、当町固有の資源として豊かな自然環境がありますので、これを生かした観光・産業分野の施策を実施することにより、仕事づくりが重要であると考えております。

このような考え方に立って、財源の確保を始め、運営方針等のソフトを含め、準備を計画的に進めてまいりました鳩の巣荘がこの春オープンを迎えることになりました。この事業はまさに新たな雇用を創出する仕事づくりのための施設であるとともに、同様な趣旨に基づき事業化した森林セラピー事業など、まちの特色を生かしたさまざまな事業と連携することにより、雇用の増大を含め、観光・農林漁業・商業などへの経済的波及効果もより増大していくものと考えております。

議員からは、前例にとらわれない独創的な仕組みづくりや実践が必要とのご意見でございますが、地形が急峻で平たん地の少ない当町では、大規模な企業誘致は難しい状況でございます。まちでも今後このような観光、産業関連の施策を、一つ一つ着実に実施することで、「しごとづくり」を推進していく考えであり、さらには奥多摩第 3 セクターである奥多摩総合開発株式会社、一般財団法人奥多摩地域振興財団及び一般財団法人小河内振興財団など、関連する事業者との連携によりさまざまな取り組みを通じてしごとづくりを推進してまいります。

まちでは平成 27 年度から、国の総合戦略に沿って 5 カ年間の奥多摩町総合戦略を策定



してまいります。この中で第5期奥多摩町長期総合計画の最重要課題である少子化、若者定住化対策を中心に、地域の実情にあった観光、産業関連などの施策と連携した仕事づくりを考えてまいります。

また、この計画策定に当たり、まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民や関係団体、民間の事業者等の参加・協力が大変重要であることから、さまざまな年齢層からなる住民の方々を初め、産業界、教育機関、金融機関、労働関係などで構成する推進組織を設置し、幅広い分野からご意見を頂戴し進めてまいりたいと思います。

平成27年から第5期長期総合計画が始まります。第1期から第3期長期総合計画の中では、雇用の問題等については、企業誘致をし、雇用の確保という問題が含まれておりました。しかしながら、いろいろ検証していった段階では、そういう問題については地域特性を踏まえながら着実にしないと仕事は増えない。あるいは定住化をできない。若者を定住化させることが一番大きな問題であるというふうに私自身は気がつきました。

従いまして、第4期長期総合計画の大きな事業を後年度負担の内容にし、さらには第5期長期総合計画の中では、ちょうど今、国が創生事業を立ち上げるところでございますので、27年度1年間をかけて、今後のまちの、人、まち、仕事の問題を真剣に考えないと、人口の過疎化あるいは高齢化はとまらないということが現実でございますので、そういう問題に関して、もちろんある意味では夢を持ち、また考えられないようなとっぴなアイデアも必要でありますけれども、それと同時に一体このまちはどういうふうに進めるか、あるいはどうしていくのかということを私自身は着実に進めていきたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。1番石田芳英議員の一般質問に対する再質問から行います。

石田議員、再質問ありますか。

○1番（石田 芳英君） はい、お願いいたします。大変ご丁寧なご答弁どうもありがと

うございました。1点再質問させていただきたいと思います。

ご答弁のように、年末、政府は地方創生関連2法制定したということで、地方創生関連予算4,200億円計上しました。そして、本年度、地方創生関連予算で7,225億円計上し、さらに地方財政計画でまち・ひと・しごと創生事業に1兆円もの予算が計上されたとのこと。この予算を生かすも殺すも地方の底力が試されているのではないかと考えます。予算の原資は当然ながら国民が納めた税金であり、あるいは将来負担である国債であります。この予算を地方創生のために、答弁にありましたように、喫緊の課題であります少子高齢化や人口減少に対して効果が出るように使っていかなければならないと思いますし、また、国民主権のもと二元代表の一翼である議会もしっかりとかかわっていかなくてはならないと思います。

質問ですけれども、先ほど仕事関係、住民関係、その他関係諸団体から幅広いご意見をお聞きするとのことでしたが、例えば、住民参加としてパブリックコメントとかタウンミーティングあるいはその他の住民参加の仕方について、大変これは重要だと思いますので、今回はどのようにされるかお伺いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 1番石田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の地方版の総合戦略の策定の段階における住民参加というご質問だと思いますけれども、これにつきましては、これから町内にまず推進会議を設けてまいります。その上で、さまざまな分野の方々にご参画をいただき、お知恵をいただきながら策定をしていくという仕組みになっております。この中で、特に住民の参加ということで幅広い組織、あるいは団体から、住民のご意見をいただくということでございます。

現在までのところ、今申し上げたとおり、まだ内部の推進会議を設けられてない状況ではございますが、いずれにいたしましても第5期の長期総合計画に沿って策定をしてまいりますけれども、第5期の長期総合計画と同様にパブリックコメントを募集するのは無論でございますが、そのほかの方法についても推進会議の中で検討して、できるだけ多くの方のご意見をいただいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○1番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、1番石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、4番原島幸次議員。

〔4番 原島 幸次君 登壇〕

○4番（原島 幸次君） 4番、原島幸次でございます。1件、質問させていただきます。

空き家対策の推進についてお伺いいたします。

空き家対策として昨年11月に国会で空き家対策特別措置法が成立、本年5月から施行されます。空き家法では、近隣に危険や迷惑を及ぼす特定空き家について、市町村に立入調査、あるいは解体の指導や命令行政代執行を行うことが認められます。国土交通省はこれらの措置に加え、市町村が特定空き家と認定した場合、その土地は税軽減措置の対象外、現在は住宅が建ってる土地の固定資産税が最大6分の1軽減とすることで、修理や賃貸住宅としての活用、土地の転売などを促し、危険な空き家の撤去を進める考えです。

同省は今後、特定空き家と判断する際のガイドラインを作成し、除外対象を適切に選定するよう、市町村に求めていくという記事が掲載されました。平成26年11月23日付読売新聞に掲載されました。

奥多摩町でも空き家対策は重要な問題と思われれます。そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、空き家バンクに登録している空き家の活用状況についてでございます。

2番目として。登録していない空き家、近隣に危険や迷惑を及ぼす空き家がありますか。また、その管理はどうされていますでしょうか。

3番、管理に問題のある空き家への対策を条例で定め、撤去費用を所有者に補助する制度を設けている自治体と公平性に欠けるとの理由で補助制度を持たない自治体があります。当町においても、今後さまざまな問題が起こると考えられますが、空き家対策についてのまちのお考えをお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番原島幸次議員の一般質問にお答え申し上げます。

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住あるいはその他の使用がなされていない住宅が年々増加をしております。このような空き家等の中には適切な管理が行われていない結果、安全性の低下、公衆衛生の悪化、環境の障害等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあることから、今後、空き家等の数が増えることにより、それがもたらす影響は一層深刻化することが懸念されます。

このような状況から市町村等の地方公共団体は、適切な管理が行われていない空き家等

に対して、既存の法律や条例に基づき、必要な助言・指導、勧告、命令等を行い、適切な管理を促すとともに、それぞれの地域の活性化等の観点から国の財政上の支援措置等を利用しながら空き家等を地域資源として有効活用するなど、地域の実情に応じた空き家等に関する施策を実施してまいりました。

しかしながら、空き家等がもたらす問題が多岐にわたる一方、空き家等の所有者または管理者の特定が困難な場合があることなどから、平成 26 年 11 月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が成立しましたが、立入調査や倒壊するおそれがある空き家に対する措置に関する項目などについては、今後の試行としております。

この法律では、適正な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、国においては基本指針の策定を行い、市町村等において、空き家等対策計画の作成を行うことで空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉と地域の振興に寄与するとしております。

この法律においては、空き家等とは建築物またはこれに付随する工作物であって、居住、その他の使用はなされないことが常態化であるもの及びその敷地を言う。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く、と定義されており、さらに特定空き家等として、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないこと等により著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家等を言うというふうに定義をしております。

全国における空き家等の現況につきましては、平成 25 年に総務省が実施した「住宅・土地統計調査の速報値」、平成 26 年 7 月 29 日公表されたものによりますと、全国の総住宅数は 6,063 万戸となっている一方、総世帯は 5,246 万世帯となっており、量的には住宅が充足しているものの、このうちの空き家の数は 820 万戸あり、全国の総住宅総数に占める割合は 13.5%と過去最高となっております。

また、現行制度では、住宅が建つ土地の固定資産税は、敷地が 200 平方メートル以下の場合には 6 分の 1 程度に減額され、空き家になっても変わりはありませんが、解体して更地にすると税率が元に戻るため、所有者が空き家を放置する要因とも指摘されております。

今回施行されます空き家対策特別措置法では、近隣に危険や迷惑を及ぼす特定空き家等について、市町村長は建築物等の詳細な現況を把握した上で、どのような措置をとるかについて迅速に検討するため、市町村職員または委任したものに特定空き家等に立入検査させることができるようになり、特定空き家等の所有者に対し必要な措置を助言、指導、勧

告及び命令することができるとともに、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、または履行しても期限内に完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、本来所有者等が履行すべき措置を市町村が執行することができるように規定されております。

初めに、1点目のご質問の空き家バンクに登録している空き家の活用状況についてでございますが、町では空き家バンクを開設するに当たり、平成20年度に町内21自治会のご協力をいただき、空き家活用事業の対象となる物件を246件、平成23年度には218件の調査を実施し、その結果に基づき事業を進めてまいりました。空き家バンクにつきましては、これまでも延べ30件が登録され、うち契約成立物件は土地、建物の売買が13件、土地の売買が2件、土地建物の賃貸が3件の計18件の契約が成立しており、現在12件の物件が登録されております。

また、利用登録者数は延べ124名で、2年が経過して取り消した者43名を除くと、現在では81名が利用登録をしている状況でございます。

次に、2点目のご質問の登録していない空き家や近隣に危険や迷惑を及ぼす空き家があるか。また、その管理はどうするかについてであります。過去における空き家調査の結果、平成23年度は218件が確認され、現在空き家バンクに登録していない空き家は200件となります。その理由として、平成23年度に実施した空き家の所有者、管理者の意向調査の結果で、95件の方から回答をいただき、このうち、今後も所有して管理するが59件で約6割を占めております。その理由として、畑や山林の手入れ、お墓参り等の際に休憩する場所が必要であること。また、相続、権利等の問題があるというご回答もいただきました。現在、町においては都心部と違い山間部であることから、密集地が少なく近隣に危険や迷惑を及ぼす倒壊のおそれがある危険空き家は、まちが確認している限りではございませんが、今後は把握されていない空き家、適切に管理されていない危険のおそれがある空き家等については、情報収集及び調査等を行い、対応を検討してまいります。

次に、3点目の質問の空き家対策についてのまちの考えでございますが、空き家対策は、全国の自治体で重要な問題となっております。管理に問題のある空き家等への対策を条例で定めている自治体。そのうち費用を所有者に補助する制度を設けている自治体もございますが、まちとしては相続問題、建物内の荷物の処分及び解体・撤去費用などを考慮すると、条例を定めるには慎重に検討してまいりたいと考えております。空き家対策特別措置法に基づき、特定空き家が発生した場合には、必要な助言・指導、勧告、命令等を行い、適切な管理を促してまいりたいと考えております。

町における今後の空き家の活用につきましては、子ども・子育て・若者の定住支援をまちの最重要課題であり最優先事業と位置づけていることから、引き続き 200 件に及ぶ空き家の所有者に対して、まちの定住化対策にご協力いただくよう努めてまいります。

また、今回、梅沢地内において実施をいたしました、「いなか暮らし支援住宅」の募集につきましては、テレビ・新聞など、多くのマスコミに取り上げられ、200 件以上に及ぶ問い合わせ、72 件に及ぶ仮申し込みがあり、24 件の本申し込みの中から、子どもの多い世帯 1 件を決めてまいります。この事業を通じて感じたことは、都市に住む多くの子育て世帯が、自然環境がよく、子育て支援が従事している奥多摩への移住を希望していることがわかりました。このため、町内から若者が流出していくことに悲観するのではなく、空き家の活用、「若者住宅」の建設、宅地分譲などを引き続き推進することで、町内に住みたい若者、そして今回の、「いなか暮らし支援住宅」で得られた、都市に住む子育て世帯の手応えを生かしながら、さらなる若者の定住化を推進してまいりたいと考えております。

この 4 月から、第 5 期奥多摩町長期総合計画がスタートいたしますが、この第 5 期長期総合計画においても、若者の定住化対策を最重要事業と位置づけており、若者が定住することで地域コミュニティが活性化し、消防団員の確保もでき、高齢者の見守りや町全体の活性化、安全、安心につながってまいりますので、引き続きまちの最重要課題として取り組んでまいりたいと思います。

空き家対策特例措置法はできましたけれども、それ以前からまちとしてはこの空き家の問題に取り組んでまいりました。それは一つには、まちに若者が定住化するという問題を含めて、この空き家の拡充は何かできないだろうか。それにはまず、きちっと調査をして、その意向を確かめながら次の段階に移ろうということで実施してまいりました。そういう点ではまだまだ取り組みが不十分でありますけれども、今後は、奥多摩駅沿線 5 駅ございますので、この 5 駅の周辺の空き家については重点的に所有者の方との個人面談も含めて、今後貸していただけるのか、あるいは売っていただけるのか、町に転売していただけるのかということも含めて重点的にやってまいりたいというふうに思っております。おかげさまで子ども支援住宅については、梅沢の土地の、あるいは家屋を寄附をしていただきましたけれども、さらに海沢の大加地区に土地建物を寄附していただいた物件がございます。第 2 弾として子育て支援住宅として、そこを整理をして都会の人たちで奥多摩に住みたいという方に来ていただきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、まちの中で我々が考えていることと、まちの子育てを含めた 14 項目の子育て、あるいは自然環境を含めて町に移住していきたいという人がい

ることが確認されましたので、これらも空き家対策をやることには非常に重要なファクターでありますので、それらを含めて積極的に空き家対策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 原島幸次議員、再質問ありますか。

○4番（原島 幸次君） 再質問ではございませんが、今、町長の説明のとおり、非常に梅沢地区の関係。昨年、議会で可決いたしました「いなか暮らし支援住宅」、これも非常に画期的な方法で各テレビあるいは新聞等で大きな報道をされて非常に良かったと思います。なかなか土地、建物の場合、所有者がいろいろお考えを持っておりますので、非常にいろいろ難しい面もございますが、子育て、あるいは定住化対策のためにも、ぜひ、まちあるいは空き家バンクをやっていただいています奥多摩総合開発、地域の状況を知っている自治会長さんをお願いしながら、奥多摩の住民全員が一貫して空き家対策に取り組んでいただければ、危険で危ない建物もなくなるのかと思います。大変な仕事だと思いますが、ぜひ、地道なご努力をいただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、4番原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に7番師岡伸公議員。

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） それでは、2点質問をお願いいたします。

一つ目は、おもてなしの準備。内水面漁業振興策の推進について、お尋ねをいたします。

6月議会にて2020年開催のオリンピック・パラリンピックに向けての観光対策に質問をいたしましたが、今回は、その具体策の一例として、東京都の内水面漁業振興策の推進についてお伺いをするものです。

奥多摩の清らかで豊かな清流を利用した漁業振興策はまちの観光振興には不可欠のものと考えられます。施設設備の充実という観点では、町内にある釣場の整備、まさしく国際釣場の名にふさわしい、そして外国人観光客にも対応可能な各施設の改修や、わかりやすい広報物の発信、そして清らかな清流で育まれた奥多摩ヤマメを初めとする溪流漁を主体とした特産品を商品化するなど、改めてワサビとともにアピールするチャンスが今きているのではないのでしょうか。

また、ここ数年、東京湾から多摩川へ遡上する天然の江戸前アユは500万尾から1,000万尾とも言われています。この天然の恵みを東京の西多摩の奥多摩の財産として生かさ

ない手はありません。これらの観光施設・観光物産が充実すること、そして、私たち町民がおもてなしの心を養うことで、来るべき2020年を迎えられたらと考えます。

今後、東京都の計画と奥多摩町が果たす役割が地域における経済の振興策に結びつくことを切に願うものであります。

以下、質問内容につきましては、一つの市町村ではとても解決できない内容も多くありますことをご了承いただき、奥多摩町の考え方についてのご答弁をお願いいたします。

一つ目、江戸前遡上アユを奥多摩へ。その方策の一つとして、東京湾から遡上するアユのくみ上げ放流の実現に向け、他市町村や地元漁業協同組合との連携。

二つ目の方策として、既に奥多摩湖に流入する河川について実施している魚道の整備、堆積土砂の浚渫作業、水量確保など多摩川本流域での実施について、国や東京都への働きかけは。

大きな二つ目として、町内管理釣り場の施設整備、充実策。

三つ目として、ヤマメ・イワナ等の薫製など加工品の第6次産業化の推進。

四つ目として、以前にもご答弁をいただきました外国人客など誘致対策としてのキャッチ・アンド・リリース区間の新設など。

以上、4点奥多摩町の考え方についてご答弁をお願いいたします。

二つ目の質問であります。公共施設等の老朽化対策についてお伺いをいたします。

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しい状況にある。また、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくという背景から、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要である、と総務省から発信をされています。これを受けて、各地方自治体も計画の策定、予算化に進んでいるものと思われます。学校、河川、道路を初めとするさまざまな領域への対策が期待されます。以下、奥多摩町の現状についてお伺いをいたします。

一つ目、この事業の全体像。

二つ目、当町における該当施設と計画の有無。

三つ目、この制度を利用することによる財政面のメリット。

以上、公共施設の老朽化対策についてお尋ねいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕



○町長（河村 文夫君） 7 番師岡伸公議員の一般質問にお答え申し上げます。

おもてなしの準備という点でご質問いただきましたけれども、私自身も議員が考えているように 2020 年の東京オリンピックまでに、そういう意味ではまちの特徴を生かしながら議員のご質問のあるようなことと同じようなことを考えております。

特に、その中で内水面漁業の問題の提案がございました。この問題については幾つかの問題が内在しておりますので、それらを含めてご答弁をさせていただきながら、さらに努力をしていくということでお聞きいただければありがたいというふうに思います

内水面漁業の振興につきましては、東京都では、東京都長期ビジョンを発表し、その中に都市戦略の 6 に、世界をリードするグローバル都市の実現として、政策指針 15 に日本の成長を支える国際経済都市の創造の中に位置づけられており、江戸前アユ等の活用や遊魚施設の整備など、内水面漁業の振興を推進するというふうにしております。

しかし、公益財団法人日本生産性本部のレジャー白書によりますと、日本の釣り人口は平成 12 年の 2000 万人をピークに減少となっており、平成 22 年では 930 万人と半減したと推計されており、漁業協同組合や管理釣り場の運営も大変厳しい状況となっております。

このような状況の中、まちでは内水面振興と観光振興及び地域の活性化を図るため、奥多摩町内水面漁業振興協会を設置し、この 1 月 23 日に第 1 回目の会議を開催いたしました。

委員には、奥多摩漁業協同組合 6 区及び 7 区の役員の皆さん、氷川漁業協同組合、小河内漁業協同組合の代表者、大丹波国際虹鱒釣場、氷川国際釣場、東京トラストカントリー、日原溪流釣場、峰谷川溪流釣場の五つの管理釣り場の代表者、さらには、東京都農林水産部水産課長、島しょ農林水産総合センター振興企画室長、奥多摩さかな養殖センター所長にも委員を依頼し協議を開始したところでございます。

さて、初めのご質問の「江戸前の遡上アユを奥多摩へ」につきましてお答え申し上げます。

現在、多摩川の水質は公共下水道の普及や流域住民の水質保全への意識の向上などにより、大きく改善されており、それに伴い、毎年多くの江戸前アユが遡上し、その数も平成 22 年の 196 万尾以降、大幅に増加してきている状況で、平成 26 年には推計 540 万尾となっております。アユは多摩川において漁業上の重要な魚種であり、小河内ダムから下流の多摩川本・支流で漁業権を有する奥多摩漁業協同組合を始め各漁協では、漁業権対象魚種として、毎年、稚アユの放流を行っており、夏にはアユ釣りが盛んに行われております。

ご質問の江戸前の遡上アユのくみ上げ放流や一級河川の魚道設置及び浚渫事業につきましては、本来の市町村行政の守備範囲を超えたものでありますが、自然の回復はもちろ

んのこと、天然遡上する江戸前アユは地域の観光産業振興に資することを考慮しますと、堰下にたまった大量の稚アユを人為的に堰上にくみ上げることができれば、より上流まで多くのアユが遡上でき、産業的・観光的価値ははかりしれないものであるというふうに思っております。

現在、多摩川本流には、河口から小河内ダム下まで 16 のダムや堰、また、JR 中央線と八高線の鉄橋下のコンクリートのたたきなどがありますが、このうち特に最下流の大田区田園調布にある調布取水堰やニヶ領堰、日野用水堰などがアユの遡上に大きな阻害要因となっていると認識をしております。議員ご指摘のとおり、江戸前遡上アユのくみ上げ放流につきましては、各堰の管理者を始め、利害関係者のある漁業協同組合相互の理解と協力が必要不可欠であります。多摩川は一つの自治体の枠を超える広大な流域を抱えていることから、流域全体の自治体連携組織として国土交通省、京浜河川事務所が主催する多摩川流域協議会という団体があります。この協議会には流域に位置する東京都、神奈川県、山梨県を初め、市町村で河口の川崎市や大田区から、当町、そして源流の山梨県甲州市、丹波山村、小菅村に至る 1 省 1 都 2 県、2 区 2 市 3 町 3 村の計 34 の流域行政組織が加盟しております。この協議会では、豊かで潤いのある多摩川を次の世代に継承するため、多摩川を主軸として、広域的な公園や自然緑地を結び、多様な利用に対応できるようにするための情報交換、意見交換をすることを目的として活動していることから、今後、多摩川に遡上する江戸前アユのくみ上げ放流についても取り上げることができるか検討してまいりたいと考えております。

一方、東京都では、冒頭申し上げました長期ビジョンの中で、多摩川下流域の堰下に滞留する江戸前アユの活用が不十分とし、内水面漁業振興対策事業として遡上した稚アユを採捕し、関係する漁業協同組合の希望により配付を行い、漁業協同組合での地区用施設の整備などにより、漁業協同組合の活性化はもとより、流通販売体制の整備を図り、食のおもてなしとして 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックまでに観光との連携による江戸前アユの商品化を図っていきたいとしております。

次に、江戸前アユの遡上に関する魚道整備、堆積土砂の浚渫について、国や東京都への直接的な働きかけについてですが、この多摩川流域協議会の活動項目の中に、生態系保全回復関連対策として、魚がのぼりやすい川づくり推進事業があります。国土交通省では、多摩川をこの事業の推進モデル河川として位置づけ、平成 14 年に完成した日本最大級の白丸ダム魚道を初め、平成 24 年度までに河口から小河内ダムまでの区間において、16 の施設を対象に、延べ 30 カ所の魚道が整備・改良され、平成 26 年 1 月現在で、魚の遡上困難

な横断施設はないと判断されております。

しかしながら、魚道の設置目的である魚が常に遡上、降下できる河川を実現するため、魚道が常に機能していることが不可欠であります。課題として魚道は、出水による閉塞・流量変化等により、常に機能している状態を維持することは難しいとしております。

そのため、平成 19 年度には魚道の設置目的を実現するため、当町を含め魚道施設の維持管理にかかる 11 の関係機関で組織する魚道管理連絡会を新たに設置いたしました。この連絡会では、「魚ののぼりやすい川」の推進・維持を図るため、魚道の一体的管理体制の構築を目指して、魚道管理にかかわる各機関が現況における管理上の問題点や課題を情報共有し、同一の視点で魚道管理方法を検討しております。連絡会では、魚道管理ガイドラインを作成しており、この中で維持管理の実施者・時期・内容などを定め、これに基づく実際の魚道維持管理の取り組みとして、重機による砂利の除去や草木の撤去、また、新しい取り組みでは日野用水堰において、土のうによる簡易魚道の設置などを行い、効果を上げているということでございます。

次に、「町内管理釣場の施設整備、充実策は」についてでございますが、奥多摩町内水面漁業振興協議会において、東京都水産課長より東京都の内水面漁業振興対策事業についてご説明をいただきましたが、現在、西多摩地域を中心に 11 カ所の河川釣場があり、年間 8 万人の来場者を迎えている、また、課題として施設の老朽化、特色のない運営が掲げられており、新しい取り組みとして、平成 27 年度から 31 年度の間には整備計画を含む調査委託を行い、推進事業として外国語版対応リーフレットを及びホームページの作成を。施設整備として釣場施設の整備・改修、バリアフリー化を行い、誰もが使いやすく、楽しめる施設とすることを目指しており、町では、東京都の取り組みと連携するため、本協議会において、関係各位委員のご意見をいただきながら整備計画を作成し、東京都の支援を受け、老朽化施設の整備や P R 事業を進め、施設及び P R の充実を図りたいと考えております。

次に、「ヤマメ・イワナ等の薫製など、加工品の第 6 次産業化の推進は」、についてであります。同じく東京都の振興対策事業では、現況として、加工品は小河内漁協で生産・販売している、としており、課題としては安定供給ができない。生産者は 1 軒でその設備も脆弱とし、新しい取り組みとして、P R の推進、加工施設の施設整備、設備充実を掲げており、管理釣り場の施設設備同様、本協議会で検討の上、計画を作成し、東京都の支援を受けながら、生産・加工・販売を一貫して行う、いわゆる 6 次化を図ってまいりたいと考えております。

なお、峰谷川溪流釣場及び加工施設の運営につきましては、施設の経営改善を初め、地

域住民の雇用の拡大、小河内地域のさらなる振興を目的に一般財団法人小河内振興財団に委託をするため、昨年 10 月に東京都内水面漁業管理委員会に委託の申請を行い、承認をいただきました。この 3 月より、一般財団法人小河内振興財団が運営することになります。

また、このほどオープンします鳩の巣荘でもお客様に提供する料理の一つとして、奥多摩ヤマメを挙げており、奥多摩ヤマメの需要も伸びてくるものと思いますので、今後においては、一次産業である生産体制も強化しながら、安定供給を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「外国人客など誘致対策としてのキャッチ・アンド・リリース区間の新設」についてであります。キャッチ・アンド・リリースを行うことは捕獲による消耗がないことから、資源の有効利用に効果的な手法とされております。近年では小菅村が先駆的に行っており、また、大沢の釣場でもそれらを今行っているという状況でございます。キャッチ・アンド・リリースは、フライ釣り、ルアー釣りがほとんどとなっており、議員が申されるように、外国人客や若者の招致にもつながるものであると考えておりますので、本協議会で漁業関係者、管理釣場関係者と東京都の助言もいただきながら、さらに拡大を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、森林と美しい景観に恵まれたまちにとっても、その魅力を観光資源等として活用し、内水面漁業の振興につなげてまいりたいと思っております。

次に、2 点目の公共施設の老朽化対策についてお答え申し上げます。

平成 26 年 4 月 22 日付で、総務大臣から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」という通知が各都道府県知事宛てにあり、この中で、議員からご指摘のとおり、国及び地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、人口減少・少子高齢化等に伴い、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急にインフラを含め、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化をするとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとされております。

一方、各地方公共団体においても、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画の策定に取り組みを求められております。当町におきましても庁舎を初め、各公共施設等の老朽化は確実に進行しており、これら施設等の維持管理及び更新に必要な費用は、今後、増大していくことが予想され、長期的スパンにおいて町財政の圧迫要因となることが考えられます。

このような状況のもと、ご質問の 1 点目の「この事業の全体像は」についてございま

すが、この公共施設等総合管理計画の策定方針では、所有施設の現状として利用状況や維持管理費、また、その経費に充てるための財源見込みを把握した上で、施設全体の管理に関する基本的な方針として、計画期間を10年以上とすること、全ての公共施設等の情報を管理集約すること、現状分析を踏まえた基本方針を策定すること、また、計画の進捗状況についての評価をすることなどが盛り込まれております。

2点目の「当町における該当施設と計画の有無は」についてでございますが、公共施設等総合管理計画では、全ての公共施設、公用施設、その他の地方公共団体が所有する建築物、その他の工作物が該当になります。具体的な該当施設は役場、庁舎、文化会館、保健福祉センター、福祉会館、子ども家庭支援センター、各生活館、観光施設、消防団詰所、学校施設、病院、町公営住宅などの箱物施設のほか、町道や橋梁、河川施設等の土木構造物、下水道施設等のプラント系施設が挙げられます。これら公共施設等の老朽化対策の計画につきましては、これまでそれぞれの公共施設等を管理する所管課が実施計画を立て、計画的に改善や改修や修繕、建てかえを行っており、平成22年度にはまちの主要橋梁40橋について、橋梁長寿命化修繕計画の策定を、また平成25年度には奥多摩町公営住宅等長寿命化計画をそれぞれ策定しております。

ご質問の3点目の、「この制度を要することによる財政面でのメリット」についてでございますが、公共施設等総合管理計画の策定に要する経費については、平成26年度から3年間に限り、国から特別交付税として、その費用の2分の1が措置されます。また、施設の集約化・複合化事業については、財政措置として、公共施設最適化事業債が充当率90%、交付税算入率50%で創設されますが、対象は、庁舎や公営住宅等を除き平成29年までに実施される既存の公共施設の集約化、複合事業であって、全体として延べ面積が減少するものであります。

さらに、資金手当として、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を除去する場合、地方債の特例措置が創設され、従来は施設の解体のみでは起債対象となりませんでした。が、解体に際して費用の4分の3を起債で賄うことが可能となりましたが、解体に要する補助等の財政支援はございません。公共施設等総合管理計画の策定につきましては、平成27年度から、議員がご質問のように、まちの公共施設の全体把握をした上で、それぞれの施設について現状と課題を整理し、将来コストの推計など、長期的な視点に立ち、実態に即した施設の更新・統廃合・長寿命化の検討を行った上、実施してまいりたいと思っております。

国におきましては、29年度までの暫定措置として、一部財源措置をいただいております

けれども、それ以外の公共施設というのは、ほとんど国は財源措置をしておりませんので、計画的に、今後、総合的な公共施設の計画を行い、更新等を含めて財源確保をして実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。7 番師岡伸公議員の一般質問に対する再質問から行います。

師岡議員、再質問ありますか。

○7 番（師岡 伸公君） それでは、内水面の関係で二つほど質問をさせていただきます。町長からのご答弁でありましたように、アユの遡上の問題というのは魚道の整備だけではなくて、そこを流れる水の量にも大きな影響を受けます。現在も秋川流域には、その天然遡上のアユが少しのぼっているという情報があります。しかし、多摩川本流では羽村の堰で水量が激減するために、秋川と多摩川の合流点の水量の差というのが、それが遡上の差にもなってきたということになってます。

それから、もう一つは、やはり玉川上水との水利権の問題ですとか、やはりそのあたりも非常に難しいものがあるようでございます。遡上期に水の量を多摩川本流にどれだけいただくことができるかということも、この多摩川流域のアユの遡上という問題を解決するには、大きな要素となっています。

先ほどのご答弁にもありましたように、これらの課題解決には、やはり国土交通省ですとか、東京都の絶大な理解が、これは必要となってまいります。2020 年を迎えるに当たって、我々の観光資源を生かすという観点に立った場合、流域市町村それぞれこそ区部にわたって広域のこの連携がどうしても必要となってくるわけです。

それからもう一つ、答弁内容にもありました流域の協議会、それから江戸前アユ遡上の検討の委員会、こういう組織団体がどのように本気で機能するかというところがないと、この問題は解決できないというふうに思います。

多摩川も山梨県から流れてずっと下流にいくと、当然神奈川県の部分もある、東京都の下流もある、漁業組合もみんな違う。正直言って、そこにはいろんなやっぱり利害関係で

すとか難しい問題があるのも事実なんですけれども、今回、東京都の内水面漁業、水産課から出ている計画を本当にこれ実行するんだということになれば、そのあたりをしっかりとやっぱり連携を組んでやっていかないとできない。これにはだから、例えば、東京都のほうに、水産課のほうに、できるだけそのご指導というか、主導権を握っていただいて、こうするんだという強い意思を、水産課のほうで各市町村なり漁業組合関係者、それからいろんな協議会に、ぜひ働きかけていただきたい。それには市町村から水産のほうにそんな形でというふうな、両方から行ってきたりという、そういう意見の交換を、ぜひ綿密にやっていただきたいと思います。ですから、その辺のところをまちとして、どのような形で推し進められるかどうかというのが一点です。

それから、もう一点、けさの新聞に、石川酒造さんが地ビールで東京ブルースというビールを出すんだと。これも2020年対策でやったことだと。こうして官民間わず、とにかくこのオリンピックの成功と、それからやはり当然のことながら自分のところのやはり活発になる要素をそれぞれ考えているということの証拠だと思うんですね。

二つ目の質問なんですけれども、先ほど、独自産業化のことをお尋ねしましたけれども、町内の宿泊施設、飲食店、新たに奥多摩の鳩の巣荘もオープンされますけれども、こういう地場産業の特色のあるものを食のプランというんですか、そういうものとのコラボレーションですとか、そういうのも必ずこれから必要になってくると思うんですね。このあたりの方向性がいかがかどうか。この二つについて恐れ入りますが、よろしくお願いします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは、7番師岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初にアユの遡上の関係についてでございますけれども、多くの区市町村を流れる多摩川という大きな川ということで、今後の働きかけ、あるいは東京都が強い意思をもってそれに臨んでいただくということは、確かに大変重要なことだという認識をしております。そういった中で、先ほど町長のほうからも答弁させていただきました、まちの内水面漁業協議会のほうでも、漁協関係者のほうから、羽村の堰の上で、ぜひ、くみ上げ放流をしてほしいというような話も出ておまして、それに対する東京都の水産課長さんのほうも、そのようにしていきたいという考えを持ってるというようなお話も伺っております。

ということで、まずは、この協議会の中で、そういった合意形成をつくっていくということを一番最初にやらせていただきたいと思います。その上で近々ですけれども、あきる野市でも、うちに続いて内水面漁業の同じような協議会をつくるというようなことも伺っ

ておりますので、あきる野市とも連携をとりながらやっていきたいということと。

それから、毎年、町村会要望というようなことで東京都のほうへ要望を出しておりますので、こういったことでも要望していくとか、さまざまなツールを使って要望していくということを検討させていただいて、天然アユが遡上する多摩川ということになっていくように努力してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、もう一点の、加工品の町内での利用の促進ですとか販売PRといったことだと思いますけれども、こちらにつきましても、先ほど町長のほうから課題ということで、東京都のほうでも推進事業と生産体制と普及、それから施設の整備拡充というものを挙げているというお話をさせていただきましたが、現在の加工の状況ですけれども、小河内漁協の行っております奥多摩ヤマメの冷凍フィレにつきましては、年間で500キロほど。それから、薫製については800尾ほどということで、現在、収入も年間で220万円程度ということで、まだまだ低い状況が続いております。こういったことで、こちらにつきましても内水面漁業協議会の中で議論をしていただきまして、それをもとにつくる振興計画におきまして、都の補助を受けながら施設の充実と、あるいは生産体制の拡充、こういったものを一緒にセットにして考えながら進めていきたいと思っております。

その上で、町内の各旅館、民宿、それから、飲食店、鳩の巣荘を含めてですけれども、こういった中でも、利用あるいは販売という形を促進していくということで検討したいと思うんですが、鳩の巣荘のホームページにも既に料理のアップがされているかと思うんですが、奥多摩ヤマメのタルタルソースというのが、コース料理の一番最初に出てくるメニューというふうになっております。また、フロント周辺ではお土産コーナーもつくっていくというふうなことになっておりますので、魚の利用とあわせて帰りに買っていただくお土産品としても、ぜひ置いていくことを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 師岡議員。

○7番（師岡 伸公君） 要するに、2020年終わっても、この地道な活動がやっぱり奥多摩の存在価値をしっかりと高めていくような形にしてほしいなど。このチャンスを、ぜひ奥多摩が輝きの持てるまちになるようお願いをしたいと思います。

それと、河村町長ご自身も、今、町村会の会長さんとして地方のほうでいろいろ活躍、活動されていますけれども、もうこの機に、ぜひ町長にも営業本部長として奥多摩のそのいろんな価値を、なお一層広めていただき、私たちの住む地域が発展するようにお願いを申し上げまして、終わります。



○議長（前田 悦男君） 町長から一言。

○町長（河村 文夫君） 最後にそれを継続する、あるいはまちを売り出す、そういうことだと思います。もちろん私自身はまちの町長でございますから、自分のところのよさ、また、地域の活性化、あるいは産業観光については、自分がセールスマンとなって、動いていきたいというふうに思っております。特に、森林セラピーの事業につきましては、今宿泊施設等も完備できてまいりましたので、従来は東京都の職員組合、互助組合、また東京都の教職員組合だけ、これはセールスをしておりましたけれども、今後は、大企業の中でセラピーをやっていただくということも含めて、みずからセールスをしていきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、7番師岡伸公議員の一般質問を終わります。

次に、5番杉村良一議員。

〔5番 杉村 良一君 登壇〕

○5番（杉村 良一君） 5番、杉村良一です。

障害者地域活動支援センターかもんみーるの視察・研修に関しましては、本会議の初日、須崎経済厚生委員長より報告がございましたが、私が本日、代表となりまして、今後の運営に関しまして質問させていただきます。

先の2月5日に経済厚生委員会の視察研修で奥多摩町障害者地域活動支援センターかもんみーるの事務所兼工房を訪問し、相田センター長、原島スタッフの説明を受けました。

沿革概要としまして、1996年、障害のある子を持つお母さん方が親の会としてたんぼぼの会を立ち上げました。当時、障害者を受け入れる施設がなく、障害者を内緒にして家に閉じ込めたり、家庭ごと施設のある他地域に移転したりと健全に受け入れる施設がなく、障害者児童を育成する環境が奥多摩町にはなかった。

まちに住むさまざまな障害のある人のために、住みよいまちづくりをしたいとの思いで、2005年NPO法人タンポポの会として、東京都より認証を受ける。2007年には奥多摩町より地域生活支援事業を受託され、現在に至っております。現在の利用者登録者数は25名。内訳として身体障害2名、知的障害11名、精神障害13名。スタッフは13名で常勤1名、非常勤12名となっております。

活動内容は、障害者の受け入れ、創作、育成活動。パン工房、各種手づくり品、カフェ経営、諸施設への定期販売、清掃業受託と多岐にわたっております。

障害者を持つ方は他のまちへ出て勤労せざるを得なかった状況が、町内でも働ける場として機能してきました。まちの支援もあり、事業は順調に進展してきましたが、今後、継

続的安定事業を展開する上で、委託者のまちとして以下の2点につき、どのようなお考えかお伺いいたします。

1、事業拡大に伴い、現在の建物ではスペースが狭く、工房、調理器具も家庭用に近いものから、事業用のものに変更する必要がある。

2、親がいなくなっても障害者が一生まちに住み続けることができる場が必要である。専門のスタッフの支援によって、一般の住宅で生涯生活ができ、地域社会に溶け込むことができるグループホームの設立が望まれます。

以上に関して、町長のご意見をお伺いいたしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、杉村良一議員の奥多摩町障害者地域活動支援センターかもんみーるの運営についてのご質問にお答え申し上げます。

地域活動センターとは、障害のある方に創作活動、生産活動などの機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援することを目的に、障害者総合支援法に基づいて、市町村が行う地域生活支援事業の一つで、その目的によって1型から3型までの三つに分類されます。

1型は、専門の精神福祉士を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行いますが、相談支援事業もあわせて実施していることが条件となります。

2型は、地域において就労が困難な障害のある方に、機能訓練、社会適応訓練、入浴や食事の提供とともにレクリエーションなどを行う事業で、3型は、地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等によって、働くことが困難な障害者を草の根レベルで日中活動をサポートする、いわゆる共同作業所として、おおむね5年以上の実績がある事業所であることが条件となります。

まちでは、平成19年7月からNPO法人タンポポの会に事業を委託して、地域活動支援センターかもんみーるとして事業を行っております。かもんみーるの拠点となっているのはシルバー人材センター1階ですが、地域活動支援センターを開所するに当たって、障害のある方の通所の利便性を考慮し、なるべく段差等のない公共施設で一定の広さを持つ場所として、これまで余り活用されていなかったシルバーワークプラザ1階の研修作業室を工房として転用し、現在に至っているところでございます。

センター開設当初は、利用者に対しての創作的活動及び生産活動の機会の提供等の基礎的事業のみを行っておりましたが、平成20年度に国の交付金等を活用して、パン発酵器や

作業台等を整備したことにより、パンづくり等の作業効率も向上し、現在、福祉会館や子ども家庭支援センターのカフェ等で販売されている美味しいパンや焼き菓子の生産が可能となり、利用者である障害のある方々に支払う工賃も安定してきております。

かもんみーるは平成 22 年 4 月には、これまでの実績から、地域活動支援センター 3 型の認定を受け事業を行っており、現在では工房・外注作業として、パン、焼き菓子等を製造する生産活動、手芸品等の製造などの創作活動、役場、福祉保健センター、日の出福祉園など、町内外の事業所でのパン等の定期販売業務、福祉会館及び子ども家庭支援センターに整備されている喫茶コーナーの管理運営、旧東芝保養所のレイクサイド及び子ども家庭支援センターの清掃など、多岐にわたる事業を行っていただいております。

ご質問の「事業拡大に伴い、現在の建物ではスペースが狭く、工房調理器具も家庭用に近いものから事業用のものに変更する必要がある」につきましては、先ほども申しあげましたが、なるべく段差のない国道に面した建物で一定の広さを持つ施設がなかなかない中、現在の場所に開設したもので、受託者であるタンポポの会の皆さんに工夫をしていただき、安全で衛生的な環境を保ちながら、生産効率も上げる努力をしていただいているところでございます。

特に、このかもんみーるの相田所長さんには、この障害者の問題以前に子供の問題等から長く立ち、この問題に取り組んでいただき、この障害者の問題についても先頭に立って、保護者あるいはそれ以外の住民の皆さんと一緒に、このタンポポの会を立ち上げていただきました。

当初、作業所をどこにするかということで、いろいろ私自身も悩んだんですけれども、当時シルバーセンターそのものの 1 階のスペースがあいているということから、まず、そこで事業を実施しようではないかということで現在に至っております。そういう点では、私自身も頭を悩ませているんですけれども、新たな施設、新たな活動拠点というのは、もう実績を持ってきたので、そういう部分を考えなければいけない時期に来ているということを感じております。

そういう点では、場所等の問題を含めて、今後、その問題に取り組む必要があるという認識を持っております。

いずれにいたしましても、かもんみーるを立ち上げ、努力している皆様方にどのような形で、その施設の提供ができ、その活動が認定されてやっている以上、まちがどう支援していくかということは大きな問題であり、真剣に、今後、建物等の問題を含めて考えていきたいというふうに思います。

また、調理器具につきましては、新年度予算にも計上させていただいておりますが、年度ごとに耐用年数が過ぎたものから、順次、業務用のものに変更し、今後は修繕等のことも考慮し、リース契約により整備していきたいと考えております。

ご質問の2点目の、親がいなくなっても障害者が一生涯に住み続けることができる場が必要である。専門のスタッフの支援によって、一般の住宅で生産活動ができ、地域社会に溶け込むことができるグループホームの設立が望まれるでございますが、現在、町内にある障害者グループホームは、社会福祉法人ふるさと福祉会、東京多摩学園が海沢地区に2カ所を整備しておりますが、これは多摩学園に入居している利用者が地域へ移行するためのステップとして整備したもので、原則として多摩学園の利用者が入所するものであります。在宅にいる知的・精神障害のある方が、グループホームや障害者施設に入所する場合は、現在では町外の施設を利用することになり、現在、障害者施設に12名、グループホームに6名の方が入所されている状況でございます。タンポポの会では現在登録されている25名の方が、将来、保護者がいなくなっても安心してまちに住み続けられるよう、グループホームを設置したいというお考えであるというふうにお伺いしております。

タンポポの会は既に、NPO法人ですので、設立の要件は整っておりますが、ある程度の入居者を確保できる見込みがある場合には、既存の住宅等を改修すれば、設置自体は比較的容易にできると思っておりますが、現在の通所での事業運営のように、平日に開所するだけではなくて365日24時間体制で支援することになると、交代のスタッフを含めて、ある程度の人材を確保していかないと円滑な事業運営はできないのではないかというふうに思っております。

また、緊急時に支援してくれるバックアップ施設も必要となることから、現時点で、タンポポの会が、すぐにグループホームを設置、運営するという問題については、少し関係者と研究検討をし、また、まち自身がどのような支援体制を組めるかということも時間を少しいただきながら、タンポポの会が考えている将来的な構想等を含めて、この問題は少し時間をいただきながら詰める必要があるのではないかというふうに思っております。

やるからには実行する、実行するからには、それが実施できるということが私の信条でございますので、多少時間がかかるかもしれませんが、きちっとその実行の担保ができるということは、まち自身が真剣に考え、その財源対策もして出発をしないと、後々いろんな問題に対して対処できないというふうに思っておりますので、少し時間をいただきながら、タンポポの会を含めた関係者と連携、検討をする時間を頂戴したいと思っております。

そういう意味では、もちろん、ご質問のように、障害者のグループホームは必要であります。多摩学園でもグループホームをつくるというのは、当初からそういう構想を持ちながら、現実には10年以上かかりながら、財源手当、施設、職員等を含めてやってきたという経緯がありますので、そういう先駆者のいろんなご意見もいただきながら、また、障害福祉計画もここで策定いたしましたので、その意にかなえるように、まちでも真剣にこの問題に取り組み、今後、その取り組んだ段階ではどのような助成措置、あるいは建設に対する補助制度等々を含めながら、真剣に検討、研究を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 杉村良一議員、再質問はありますか。

○5番（杉村 良一君） 今、町長からお話を聞きまして、工房及び事務所に関しては、新たな活動拠点が必要であるということで、まちとしても真剣に考えていただけると。

それから、グループホームのほうは確かにかなりの財源も必要ですし、今後、いろいろ検討していかなければならないということ、よく理解できました。本件に関しましては、第5期の長期計画の中でも検討課題として載っておりますので、ぜひ、そういう中で検討していただきたいと思います。

再質問はないんですけれども、若干、補足説明。応援団がたくさんおりますので。実情に関して若干補足説明させてください。

私ども研修、実際に行って工房を見させてもらったんですけれども、真ん中に大きなステンレスの調理台がありまして、大変立派なもので、昨年、まちで買っていただいたということで、立派に大変便利に活用しているということで感謝しておりました。

ただ、私どもが周りに座ったら、もう身動きできないぐらいのスペースで、これではなかなか作業がスムーズにいかないのかなと感じました。

それから、奥のほうに冷蔵庫があるんですけど、本当に我が家の冷蔵庫と大きさが大して変わらない。ほとんど家庭用の延長線というような感じでした。その奥に流しがありまして、シンクのサイズなんか本当に家庭用でやはり小さくて、ミキサーなんかのトレイより小さいんです。ですから洗う場も非常に限られて大変かなというふうに感じました。

そのとき説明いただいたんですけど、要するに、相田センター長以下、設立時は本当に夢のようだと。専用のそういう工房ができてね。もう感激して、まちのそういう理解、対処に大変感謝していたと。ただ、事業が相当今大きくなったんで、今、本当に狭いんですということでございました。

それから、お母さん方、今現在まだ元気で活躍されているんですけれども、これからド

ンドン歳をとりまして、動きもだんだんすぐに動けないという、あるいは亡くなるとか、そういう保護者の方がいなくなっても障害者の方が残っても、一人でこの奥多摩町で皆さん一般の方と触れ合いながら生活している、そういう場が必要であると。

そこで町長も、グループホームの存在というのはもう不可欠であると理解していただいておりますので、ただ、まちも自主財源が毎年少なくなっていく中で、いろいろ財務的にも検討しなければいけないだと思いますけれども、ぜひ今後とも前向きにご検討して、奥多摩町が障害者にとって優しいまちであるというような形でいろいろご検討していただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） この福祉の障害者の問題というのは、私自身は非常に重要な問題だというふうに捉えて、今までもやってまいりました。特に、相田センター長を始め、障害者の子供さんたちを持たない役員の方、それから障害を持つ親の方々と一緒になって、ある意味ではすごい努力をしながらここまで来たのかなということで、大変私は関係者の皆さんに感謝をしているところでございます。

そういう点では、第二ステップに入るためのいろんな問題点が提起されたのではないかなというふうに思います。そういう点では、まず、第二ステップとしての作業所の問題。また、第三ステップとしてのグループホームの問題が提起され、それが今、新たな問題として提起されたのではないかなというふうに思っておりますので。私を含めて第5期長期総合計画が4月から出発いたしますので、関係職員が真剣になってこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 以上で、5番杉村良一議員の一般質問は終わります。

次に、2番宮野亨議員。

[2番 宮野 亨君 登壇]

○2番（宮野 亨君） 2番宮野亨でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

ひきこもりの人を地域の力に。人口減少、高齢化に伴い、若年労働力の確保が喫緊の課題であると思います。報道に秋田県藤里町のひきこもり対策が紹介されてました。このまちの人口は3,694人で、65歳以上の高齢者が人口の4割を超えています。ひきこもり問題に気づいたのは2,006年。きっかけは、お年寄りからの受けた相談で、家にひきこもっている若者がたくさんいるから調べてほしいというものでした。

社会福祉協議会の菊池まゆみ常務理事が調査を始め、3年にも及ぶ調査の結果は予想以上に多く、現役世代18歳から54歳1,293人中138人でした。調査をしていく中で多くの人が働く場所がないため、家にひきこもらざるを得なかったのだと菊池さんは気がつき、ひきこもりへの考え方を改めました。そして、藤里町役場の協力を得て、ひきこもっていた人たちのための就労支援施設を開設しました。

ここでは、本格的に働くまでの準備期間に当たる中間的就労の働き方で、賃金は1時間110円から550円です。廊下には、隣町のハローワークからの求人情報が掲示され、さながらハローワークの出張所ようです。また、少人数でのゼミ形式で社会復帰に向けての講義や実習を受けられる社会復帰訓練事業のカリキュラムも始まると同時に、買い物が不便な地域に住むお年寄りへの買い物支援も開始。自分が感謝されることで必要な存在であることを実感し、自信を取り戻せた結果、138人中50人以上が家を出て、そのうち36人が働き始めたとのこと。

先日、ひきこもり状態の息子がいるが、どこに相談したらいいかわからないという声を聞きました。本人や家族が安心して相談できる環境をつくった上で、仕事をする気持ちをつくるのが自立への大きな一歩となり得ると思います。

そこでひきこもりの総合的な相談窓口の設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、奥多摩地におけるひきこもりの実態と、その支援について、まちのお考えをお聞かせください。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、宮野亨議員の「ひきこもりの人を地域の力に」の一般質問にお答え申し上げます。我が国の人口は、2004年、平成16年にピークを迎え、減少局面に入っており、今から40年後の2055年には9,000万人を割り込み、国全体の高齢化率も40%を超えると推計されております。

また、世帯の構成も大きく変化し、15年後の2030年には全世帯の4割弱の世帯が単身世帯となる見通しであります。こうした将来推計を見据えた上で、現在の我が国における他者との交流についての調査では、友人、同僚、その他の人との交流が全くない、あるいはほとんどないと答えた人の割合が15.3%と、主要先進国20カ国の中でも最も多く突出した割合になってると言われております。このことは、社会的孤立が進行していることのアラわれであり、日常生活を支える地域の支え合いが失われていることを示しております。このことが生活に困窮することにつながり、生活保護受給者の増加に結びついております。

生活保護受給者数は平成 23 年には過去最高を更新して以来毎年増加しており、平成 26 年 3 月現在、160 万世帯 217 万人、全世帯の 1.71%は生活保護を受給している状況であります。

さらに、福祉事務所を訪れた方のうち、生活保護につながらないケースが高齢者を含め年間 40 万人いると推計されており、この中には年収 200 万円以下の給与所得者、いわゆる非正規雇用労働者が含まれ、こうした生活困窮者が年々増加しております。このほかにも義務教育修了後、高校や大学にも行かず、就職や就職のための職業訓練も受けないまま保護者の世話になっている、いわゆるニートと呼ばれる若年無業者が約 60 万人いると推計されており、また、小学校や中学校からの不登校のまま現在まで自宅にひきこもったままであるか、何らかの理由で学校や仕事をやめ、そのまま自宅から出られないでいるひきこもりの方が全国で 26 万世帯にも及ぶという推計も出されております。

こうした状況を改善するため、平成 24 年に成立した社会保障制度改革推進法において、生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むこととし、その趣旨を踏まえ、平成 25 年に成立した生活困窮者自立支援法では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うため、所要の措置を講ずることとされ、この平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

また、法案が成立した際に、衆議院厚生労働委員会で法律の施行に当たっては、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要すること等から、個々の困窮者の実情、状況等に合わせ、包括的、継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員、児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備をさらに進めることなど、七つの事項について適切な措置を講じるべきとの附帯決議がされております。

この生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティネットを全国的に拡充し、包括的な支援体制を創設するものとされておりますが、議員から質問のあったひきこもりに対する支援として東京都の各区市では福祉事務所に、西多摩郡では西多摩福祉事務所に、「西多摩くらしの相談支援センター」を開設し、専門相談員による訪問支援を含めて、生活保護に至る前の段階から早期に支援する体制をつくっていくとしております。これにはそれぞれの町村の福祉主管課、民生・児童委員、自治会、



ボランティアなど、さまざまな角度から支援していくこととしております。

しかし、ご紹介のあった秋田県藤里町の社会福祉協議会が行ったような全戸調査をするわけではありませので、地域の実情をよく知っている方々に頼らざるを得ないのが実情でございます。

藤里町では大学を卒業後、都内で就職したものの4年で退職し、地元に戻って就職活動をしたが働く場所がないため、以来10年以上ひきこもっている40代の男性の例が報道されておりましたが、こうした方々は働きたくても働く場所がなく、仕方なく引きこもっているもので、働く場所があれば、チャンスがあれば、よみがえることができる方々であるということでございます。

当町では、ひきこもりの実態について、本格的に調査をしたことはありませんので、実態については不明な点がありますが、母親の認知症の相談を受ける中で、その家庭にひきこもりの息子がいることがわかった例もございます。潜在的にいる可能性は否定できませんが、民生・児童員の方々の日ごろの活動にも限界があり、受け持ち地域の全てを把握しているわけではありませんが、自治会の方々の協力もいただきながら、実態を把握していきたいと考えております。

まちでは、生活保護や生活困窮者に関すること、民生・児童員活動に関することは、福祉保健課、福祉係が所管しておりますが、先ほど申し上げた高齢者支援の中からわかった事例等もありますので、福祉保健課全体が窓口であるという考え方で、今後、対応してまいりたいと思います。

その上で、ひきこもっている方々へのアプローチは慎重に行う必要があることから、専門職と一般職がチームを組んで対応をしていくことと、その方の実情に合った支援の方法も考えていく必要があると思っております。

いずれにいたしましても、この問題は全国的な問題であると同時に、私たちのまちの問題であるというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたような対応の仕方をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（宮野 亨君） 再質問というより希望になりますが、一言述べさせていただきます。参考として。

農地はあるが、後継者がいない、不耕作地があるというまちの現状で、農業者は中間的就労、すなわち簡単な作業、短い労働時間、低額な時給を活用することで、草むしり等の軽作業から不耕作地の開墾まで解消でき、ここにひきこもりの人たちも社会復帰への一歩

を踏み出せるのではないかと思います。さまざまな事情や状況、本当に時間がかかる大変な作業だと思いますが、ひきこもりの人たちを、地域を元気にするまちおこしの人材、また財産と捉えていただいて取り組んでいただくようお願いし、再質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、2番宮野亨議員の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月23日となっておりますので、明日3月14日から22日までの9日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月14日から22日までの9日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は3月23日午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 48 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員